

住民監査請求に係る監査結果

令和7年5月22日付け監査監第461号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち、19万5,415円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで19万5,415円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に「HP作成・維持管理費」15万6,200円（※2）を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第1号証）
また令和5年度下半期には、「HP作成・維持管理費」23万4,630円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 2 X議員のHPのトップページには、肩書きとして「さいたま市議会委員（桜区）」と「党さいたま総支部副女性部長」と記載され、これまでの活動報告には「●●●●●NEWS」のアーカイブとともに「党としての最新情報はこちらをチェック」という項目が並んでいる。また政党としての公明党のロゴも掲載されている。（第3号証）
- 3 使途運用指針3運用の基本方針（3）按分支出の原則では、その内容を「政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、根拠となる書面（以下「按分表」という。）がある場合には、按分表に記載された割合で按分し、按分表がない場合は2分の1を上限として按分する」と定めている。（第4号証）
- 4 したがって、コンテンツに政党活動の役職や最新情報が含まれたX議員のHP作成・維持管理に関する費用を按分しないまま支出することは使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出したHP作成・維持管理費39万830円（※3）のうち2分の1の19万5,415円（※1）をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 5 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第24

2条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙 事実証明書（第1号証～第4号証）は、省略

- ※1 請求書上、「19万5,445円」と表記されているが、「19万5,415円」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「15万6,260円」と表記されているが、「15万6,200円」の誤りであると解した。
- ※3 請求書上、「39万890円」と表記されているが、「39万830円」の誤りであると解した。

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年5月26日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された19万5,415円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年6月25日に請求人の陳述を聴取した。請求人3名のうち、1名が出席し陳述した。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年5月22日付けで受け付け、令和7年5月26日付けで受理を決定した監査監第461号及び監査監465号の同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議

会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等

に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

【按分】

- ① 政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、根拠となる書面（以下「按分表」という）がある場合には、按分表に記載された割合で按分し、按分表がない場合は2分の1を上限として按分する。
- ② 全体の活動と政務活動の量を数値で表し、政務活動の割合で按分する。
- ③ 按分表は、収支報告書等を提出すべき期間の末日から起算して5年を経過する日まで保管する。

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主 な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金

<p>考え方・ 取扱い</p>	<p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。）</p> <p>④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。</p> <p>なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。</p> <p>*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より</p> <p>和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。</p> <p>⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。</p> <p>⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。</p> <p>⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作</p>
---------------------	--

	<p>成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p> <p>⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため）</p> <p>⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、党派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p><参考></p> <p>平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p>
--	---

2 請求人の陳述

請求人1名が陳述を行ったが、本請求に係る内容ではなかったため、除外した。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

広報広聴活動費に係る支出については、議員から「請求人が第1号証、第2号証で示したとおり、令和5年度上半期に「HP作成・維持管理費」として15万6,200円、令和5年度下半期に、「HP作成・維持管理費」として23万4,630円を広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「請求人が第3号証で示した資料のとおりの内容で、HPを作成し、公開していることは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人の「コンテンツに政党活動の役職や最新情報が含まれたX議員のHP作成・維持管理に関する費用を按分しないまま支出することは使途運用指針に違反しているため、費用の2分の1を返還するよう求める」との主張に対する、議員への調査結果を陳述する。

まず、第3号証で示された資料のうち、「党さいたま総支部副女性部長」の記載については、

議員から「掲載面積を基に按分し、当該表記部分に係る政務活動費については、計上を除外するよう訂正を行う。除外する金額については、近日、返還する予定である。」との回答、申出を受けている。按分方法については、使途運用指針5使途に関する指針(3) 広報広聴活動費③にも、掲載面積の割合等で按分する旨の記載があり、使途運用指針に沿った取り扱いであることを議会局において確認している。

続いて、第3号証で示された資料の内、「党としての最新情報はこちらをチェック」との記載については、議員から「この表記の部分をクリックしても、リンク先に遷移するものではない。

「党としての最新情報はこちらをチェック」の記載の右下の「公明党さいたま市議会議員団」のバナー部分をクリックすることで「公明党さいたま市議会議員団」のホームページに遷移されるものである。「会派の最新情報はこちらをチェック」との表記が正しかったと考えているが、いずれにしても政党活動の広報には繋がっていないため、按分は必要ないと認識している。」との回答を受けている。議員の回答を踏まえ、按分の取り扱いについては、議会局も同様の認識である。

続いて、第3号証で示された資料の内、「政党としてのロゴの掲載」については、議員から「公明党さいたま市議会議員団のロゴであるため、按分は必要ないと考えている。」との回答を受けている。議員の回答を踏まえ、按分の取り扱いについては、議会局も同様の認識である。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分につきましては、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

4 本件広報広聴活動費の一部返納等について

本件広報広聴活動費39万830円のうち、按分額130円について、令和7年7月1日にX議員から市長へ返納された。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費「広報広聴活動費」として計上された39万830円のうち2分の1にあたる19万5,415円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、19万5,415円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に広報広聴活動費「HP作成・維持管理費」として支出しているが、X議員のHPのトップページには、肩書きとして「さいたま市議会委員(桜区)」と「党さいたま総支部副女性部長」と記載され、これまでの活動報告には「●●●●●●●NEWS」のアーカイブとともに「党としての最新情報はこちらをチェック」という項目が並んでいるだけな

く、政党としての公明党のロゴも掲載されている。

使途運用指針3運用の基本方針(3)按分支出の原則では、その内容を「政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、根拠となる書面(以下、「按分表」という)がある場合には、按分表に記載された割合で按分し、按分表がない場合は2分の1を上限として按分する」と定められており、コンテンツに政党活動の役職や最新情報が含まれたX議員のHP作成・維持管理に関する費用を按分しないまま支出することは、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

なお、請求人が使途運用指針に違反していると主張する、広報広聴活動費として計上された「HP作成・維持管理費」のうち「党さいたま総支部副女性部長」の記載部分について按分した130円は、「第4 事実」「4 本件広報広聴活動費の一部返納等について」のとおり、X議員から市長へ返納されており、監査を行う必要がなくなったと解する。よって、「党としての最新情報はこちらをチェック」及び公明党のロゴについて、使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

X議員が広報広聴活動費「HP作成・維持管理費」として政務活動費から支出しているが、これ

までの活動報告には「●●●●●●●NEWS」のアーカイブとともに「党としての最新情報はこちらをチェック」という項目が並んでおり、政党としての公明党のロゴも掲載されている。

使途運用指針3運用の基本方針(3)按分支出の原則では、その内容を「政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、根拠となる書面(以下、「按分表」という)がある場合には、按分表に記載された割合で按分し、按分表がない場合は2分の1を上限として按分する」と定めているが、コンテンツに政党活動の役職や最新情報が含まれたHP作成・維持管理に関する費用を按分しないまま支出することは、使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「党としての最新情報はこちらをチェック」については、この表記部分を押下しても、リンク先に遷移するものではなく、「党としての最新情報はこちらをチェック」の記載の右下の「公明党さいたま市議会議員団」のバナー部分を押下することで、「公明党さいたま市議会議員団」のホームページが表示される。

よって、表記方法としては、「会派の最新情報はこちらをチェック」との表記が正しかったと考えているが、政党活動の広報にはつながっていないと考えており、按分の必要はないと考えている。

また、「公明党のロゴ」についても、公明党さいたま市議会議員団のロゴであるため、按分の必要はないと考えているとしている。

本件は、「第4 事実」「4 本件広報広聴活動費の一部返納等について」に記載した「党さいたま総支部副女性部長」を除く部分について使途運用指針に違反するか否かとなるが、関係職員からの陳述のとおり、「党としての最新情報はこちらをチェック」といった記載に誤解を招く記述はあるものの、実際には、「公明党さいたま市議会議員団」のバナー部分を押下することで、「公明党さいたま市議会議員団」のホームページが表示され、市議会議員団の政策や議会質問などの掲載であることから、政党活動にはあたらないと考えられる。

また、「公明党のロゴ」については、ホームページに掲載されているロゴだけをもって、政党活動にあたるとはいえないと考えられる。

よって、使途運用指針3運用の基本方針(3)按分支出の原則「その内容を政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合」にはあらず、按分の必要はないことから、使途運用指針に違反しているとはいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費「広報広聴活動費」のうち一部返納された130円を除く39万700円の2分の1にあたる19万5,350円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

なお、広報広聴活動費として計上された「HP作成・維持管理費」のうち、「党さいたま総支部副女性部長」の記載部分について按分した130円は、「第4 事実」「4 本件広報広聴活動費の一部返納等について」のとおり、X議員から市長へ返納されていることから、請求人の求める措置は、必要なくなったものと認められる。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

本市では、使途運用指針において、広報広聴活動費における按分の考え方が示されているが、特にホームページの按分に対する考え方が、浸透されていないと感じられることから、議会局において更なる周知徹底を図るとともに、「領収書等」を確認する際は、慎重かつ丁寧な確認行為に努めていただきたい。

また、ホームページの取扱いについては、社会情勢の変化や判例等の動向にも注視し、適宜、使途運用指針を見直しすることを検討されたい。

今後とも、各議員におかれては、自律的な判断と責任のもと、同様の疑義を市民に抱かれることのないよう、透明性の確保に努め、より厳しい認識をもって適正な執行に努められることを望むものである。